

独立行政法人国民生活センター相模原事務所の企画・管理・運営業務 の評価（案）の概要

1. 業務内容及び契約期間

独立行政法人国民生活センター相模原事務所における建物維持管理に係る業務（受付案内業務、清掃業務、警備業務、電気・機械設備等運転業務、環境衛生管理業務）及び研修・宿泊施設の貸出等に係る業務。

契約期間：平成 21 年 4 月から平成 24 年 3 までの 3 年間

2. 実施状況に関する評価

建物維持管理業務については、維持管理業務の不備に起因する空調の停止、停電、断水の発生回数及び管理・運営の不備に起因する施設利用者の怪我（病院での治療を要する怪我）の発生回数はいずれも 0 回であり、また、受託事業者の提案により、廊下の清掃頻度を週 1 回から毎日へ変更するなどの業務が実施されたことは評価できる。

研修・宿泊施設貸出業務については、研修施設、宿泊施設の利用者の満足度については、平成 21 年度及び 22 年度の各四半期とも、目標とする水準を上回り、確保されるべき質は達成できたものと評価できるが、研修・宿泊施設の稼働率及び徴収料金は、ともに達成することができなかった。これは、落札者決定に当たっての評価項目（加点項目）において研修・宿泊施設の稼働率向上に係る項目の比重が小さく、結果として、応札者から提出された企画書の内容が、経費削減や利用者の満足度向上に係るものに偏っていたことから、研修・宿泊施設の稼働率等の向上が実現可能な受託事業者が選定できなかったことが要因と考えられる。

3. 実施経費に関する評価

2 年間の実施経費（受託事業者への支払額。7,786 万円）は、従来の実施に要した経費に比べ約 130 万円の経費が削減された（削減効果 2%）。

4. 今後の事業について

研修・宿泊施設の稼働率等の向上に向け、落札者決定に当たっての評価項目の見直しや、研修・宿泊施設貸出業務に係る確保されるべき質の設定内容を検討しつつ、平成 24 年度以降の次期事業においても、引き続き民間競争入札を実施することが必要と考えられる。

ただし、「独立行政法人の事務・事業の見直し基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日 閣議決定）において、①相模原事務所で行う研修については、廃止することを前提にその後の研修の実施方法を検討する（平成 23 年度中に実施）、②相模原事務所については、研修施設としては廃止する（平成 24 年度中に実施）、③消費者庁の機能を強化する中で、独立行政法人制度の抜本的見直しと並行して、消費生活センター及び消費者団体の状況等も見つつ、必要な機能を消費者庁に一元化して法人を廃止することを含め、法人の在り方を検討する（平成 22 年度から実施）とされている。

このため、本事業については、消費者庁及びセンターで進めている相模原事務所研修施設で行う研修や研修施設の廃止、センターの在り方の検討結果を踏まえ、改めて次期事業の実施のあり方を検討することが必要である。